

○稚内市公害防止条例
昭和49年12月20日条例第41号
稚内市公害防止条例

目次

第1章	総則（第1条—第5条）
第2章	公害の防止に関する施策（第6条—第12条）
第3章	公害の防止に関する規制
第1節	特定施設に関する規制（第13条—第22条）
第2節	生活障害行為に関する規制（第23条—第34条）
第4章	削除
第5章	雑則（第43条—第46条）
第6章	罰則（第47条—第54条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市民の健康で快適な生活を確保するうえにおいて、公害の防止がきわめて重要であることにかんがみ、すでに発生している公害を除去し、かつ、予想される公害を未然に防止するため、本市の自然的、社会的条件に応じた公害防止に関する施策の基本となる事項、その他必要な事項を定めることにより、公害対策の推進を図り、もつて市民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態、又は水底の底質の悪化を含む。以下同じ。）土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物掘採のための土地の掘採によるものを除く。）及び悪臭によつて人の健康が損なわれ又は良好な生活環境が阻害されることをいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物及びその生育環境並びにその他自然環境を含めるものとする。

3 この条例において「ばい煙等」とは、工場又は事業場（以下「工場等」という。）から発生し、排出し、又は飛散する（以下「発生」という。）ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、廃液、騒音、振動及び悪臭をいう。

4 この条例において「特定施設」とは、工場等に設置される施設のうちばい煙等を発生する施設であつて、この条例に基づく規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。

5 この条例において「特定工場等」とは、特定施設を設置する工場又は事業場をいい、特定施設を有する工場又は事業場の設置者を「特定工場等設置者」という。

6 この条例において「規制基準」とは、特定工場等設置者が遵守すべきばい煙等の発生に係る許容限度で、規則で定めるものをいう。

7 この条例において「産業廃棄物」とは、事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条に規定する廃棄物をいう。

8 この条例において「生活障害行為」とは、第1項に規定する公害を除き、人の健全、かつ、正常な日常生活及び生活環境に障害を与え若しくは著しい不快、不便等の支障を及ぼす行為をいう。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる公害を防止するため、自己の責任において必要な措置を講ずるとともに、市その他行政機関の実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、事業活動に伴つて生ずる公害を未然に防止するため、特定施設等を適正に維持管理しなければならない。

3 事業者は、下請その他関連企業の自己に係る業務及び作業に対して、公害及び事故を発生させないように常に指導と監視を怠つてはならない。

4 事業者は、工場等において事故により公害に係る被害が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、直ちに市長に通報するとともに応急の措置を講じなければならない。

5 事業者は、法令及び北海道公害防止条例（昭和46年北海道条例第38号。以下「道条例」という。）及びこの条例に違反しない場合においても、それを理由として公害防止についての努力を怠つてはならない。

（市の責務）

第4条 市は、第1条の目的を達成するため、国及び北海道の行政機関の行う施策に加えて、本市の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を計画し、これを積極的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するにあたり、市民の理解と協力を得られるように努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、常に公害を発生させないように努めるとともに、市その他の行政機関が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

第2章 公害の防止に関する施策

（土地利用における公害防止）

第6条 市長は、地域の開発又は再開発等土地利用に関する施策の策定及び実施にあつては、公害の防止と環境の保全に十分配慮しなければならない。

(調査、研究等体制の整備)

第7条 市長は、公害防止のために必要な調査、研究を行うとともに公害発生状況を監視、測定するなど体制の整備に努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する監視を実施するため、監視員を置くことができる。

(資料、情報の提供)

第8条 市長は、市民の公害に関する知識の普及を図り、その認識を深めるために必要な資料、情報の提供と広報に努めなければならない。

(苦情の処理)

第9条 市長は、公害に係る苦情があつたときは、速やかに実情を調査し、その苦情を適切に処理するよう努めなければならない。

(技術の指導)

第10条 市長は、必要と認めるときは特定工場等に対し、関係職員をして技術上の指導若しくは指示を行わせることができる。

(公害防止協定)

第11条 市長は、公害防止のために必要があると認める場合は、その関係事業者との間に公害防止に関する協定等を結ぶことができる。

(資金のあつせん等)

第12条 市長は、事業者がばい煙等を処理する施設を設置し又は改善しようとするときは、必要に応じて助言及び指導を行うとともに、資金のあつせんその他の援助をすることができる。

第3章 公害の防止に関する規制

第1節 特定施設に関する規制

(規制基準の設定)

第13条 市長は、公害を防止するため法令及び道条例で定めのあるものを除き、規則で規制基準を定めるものとする。

2 前項に規定する規制基準を定めようとするときは、あらかじめ稚内市環境審議会の意見を聞かなければならない。これを変更し又は廃止しようとするときも同様とする。

(規制基準の遵守義務)

第14条 特定工場等設置者は、前条第1項に規定する規制基準(規制基準の定めのないものは、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度)を超えて、ばい煙等を発生させてはならない。

2 前項の規定は、この条例の施行される日において、現にその特定施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)については、当該施設が特定施設となつた日から1年間(当該施設が規則で定めるものである場合にあつては、規則で定める期間)は適用しない。

(特定施設の届出)

第15条 工場等に特定施設を設置しようとする者は、規則の定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類及び数
- (4) 特定施設の構造及び使用方法
- (5) ばい煙等の処理方法
- (6) その他規則で定める事項

2 この条例の施行される日において、現に特定施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)は、当該施設が特定施設となつた日から30日以内に、前項各号に掲げる事項を市長に届出なければならない。

3 第1項又は前項の規定により届出をした者は、その届出に係る第1項各号に掲げる事項を変更し又はその届出に係る当該施設の使用を廃止したときは、規則の定めるところにより、その旨を市長に届出なければならない。

(受理)

第16条 市長は、前条に規定する届出を受理した場合には、規則の定めるところにより、当該届出をした者に受理した旨を通知するものとする。

(計画変更命令)

第17条 市長は、第15条第1項又は第3項に規定する届出があつた場合において、その届出内容が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り当該届出した者に対し、その届出に係る構造及び使用方法若しくは処理方法の変更あるいは設置計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第18条 第15条第1項又は第3項に規定する届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定施設を設置し又はその特定施設の内容を変更してはならない。

2 市長は、第15条第1項又は第3項に規定する届出に係る事項の内容が適当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(承継)

第19条 第15条第1項及び第2項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け又は借り受けた者は、当該特定施設に係る届出をした者の地位を承継する。

2 第15条第1項及び第2項の規定による届出をした者について、相続又は合併があつた場合、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により、第15条第1項及び第2項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあつた日から30日以内に、規則の定めるところによりその旨を市長に届出なければならない。

(改善命令)

第20条 市長は、第13条第1項に規定する特定施設に係る規制基準を超えて、ばい煙等を発生していると認めるときは、期限を定めて当該施設の構造及び使用方法若しくは処理方法について改善を命ずることができる。

2 前項に規定する命令を受けた者が、当該命令に基づく改善を行つたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(停止命令)

第21条 市長は、特定工場等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定工場等が設置する特定施設の使用停止又は一時停止を命ずることができる。

(1) 第15条第1項及び第2項に規定する特定施設の設置届出をせず当該施設を使用していると認めるとき

(2) 第15条第3項に規定する特定施設の変更の届出をせず当該施設の内容を変更していると認めるとき

(3) 前条第1項に規定する改善命令に従わないとき

(事故時の措置)

第22条 特定工場等設置者は、故障、破損、その他の事故により、当該工場等から著しくばい煙等を発生し又は発生させるおそれが生じたときは、直ちに操業を縮小し又は停止し、応急の措置を講ずるとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該工場等設置者に対し、その事故の拡大又は再発防止のためにとるべき必要な措置を命ずることができる。

第2節 生活障害行為に関する規制

(拡声機の使用制限)

第23条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途区域内において、規則で定める基準を超えて商業宣伝、その他営業の目的をもつて拡声機を使用する放送をしてはならない。

(夜間の静穏保持)

第24条 何人も、夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下本節において同じ。)においては、静穏な生活環境を保全するため、特に必要以上の音量を発生させないように努めなければならない。

2 飲食店、パチンコ店及びボーリング場、その他これらに類する営業を営む者は、夜間当該営業を営む場所において規則で定める基準を超えて音響器音、楽器音及び人声等による騒音を発生させてはならない。

(自動車等の整備及び管理)

第25条 自動車等(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項の規定による自動車、又は同法第3項の規定による原動機付自転車をいう。以下同じ。)を使用する者及び所有する者は、必要な整備と適正な運転を行い、大気汚染及び騒音の防止に努めなければならない。

2 自動車等を使用し、又は所有する者は、夜間にあつては駐車場、車庫、路上及び空地等において自動車等のエンジンを始動したまま放置することにより、規則で定める基準を超えて騒音を発生させてはならない。

(加工場等の適正管理)

第26条 市街地及びその周辺において、加工場及び畜舎等を設置する者は、規則で定める基準に従いその施設並びに付帯施設を整備し、汚水、汚物等の処理について適切な措置を講じ、常に良好な管理を行い、悪臭、その他の公害及びはえ等の昆虫を発生させないよう生活環境の保全に努めなければならない。

(水産物等の運搬)

第27条 水産物等の運搬を行う者は、種載量の過大又は積載方法の不備等によつて、魚介類等の運搬物を飛散させないよう必要な措置を講じなければならない。

(産業廃棄物の適正処理)

第28条 事業者は、事業活動に伴つて排出する産業廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めるとともに、公害の発生源とならないよう適正な処理をしなければならない。

(船舶使用者等の義務)

第29条 何人も、港内又は港の境界附近において、油類及び廃棄物を排出し、港内外を汚染してはならない。

2 船舶を使用し又は所有する者は、港内又は港の境界附近において、魚介類、土石、その他散乱するおそれのある物を船舶に積み又は降そうとする場合は、それらの物が水面に脱落するのを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

(燃焼不適物の燃焼禁止)

第30条 何人も、住居が集合している地域において、みだりにゴム、皮革、合成樹脂、廃油、その他の燃焼に伴つて著しいばい煙、有害ガス又は悪臭を発生する物を屋外で多量に燃焼させてはならない。

(薬剤等の使用及び処理)

第31条 人畜に、被害を及ぼすおそれのある薬剤等を多量に使用し又は処理する者は、その使用基準及び処理方法を遵守しなければならない。

(屋外作業の制限)

第32条 事業者は、屋外で作業の性質上やむえない場合を除き、粉じん、騒音、振動又は悪臭等を発生させる作

業をしてはならない。

2 屋外において、動力を用いて吹付け作業を行おうとする者は、風向等の気象状況を十分に配慮し、周辺に被害を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(電波障害の措置)

第33条 中高層建築物を建築しようとする者は、当該建築物により電波障害が生ずるおそれがあるときは、その影響が予想される区域の受信状況をあらかじめ調査する等、障害防止に抄必要な措置を講じなければならない。

(停止命令)

第34条 市長は、本節で定める各条の規定に違反する行為によつて、住民の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該違反行為の停止、その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第4章 削除

第35条から第42条まで 削除

第5章 雑則

(立入検査等)

第43条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に特定工場等その他の場所に立ち入り、施設及びその他の物件を検査させ又は関係人に対する指示を行わせることができる。

2 前項の規定による立入検査をする場合には、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときはこれを提示しなければならない。

(報告の徴収)

第44条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定工場等設置者に対し、公害の防止に関する状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(この条例の予想しない公害に対する特別措置)

第45条 市長は、この条例の予想しない物質、作用等の原因によつて生じた公害若しくは事業活動、その他人の活動に伴つて生じた相当範囲にわたる環境上の障害により、人の健康若しくは生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、その事態を発生させた者に対し、当該事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(委任規定)

第46条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第47条 第21条の規定による停止命令に従わないときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条の規定による計画変更命令に違反した者

(2) 第20条第1項の規定による改善命令に違反した者

第49条 第22条第2項の規定による事故時の措置命令に違反した者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第50条 第23条、第24条第2項、第25条第2項、第26条、第30条及び第32条の規定に違反し、第34条の停止命令に従わない者は、20万円以下の罰金に処する。

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項の規定による規制基準を遵守しなかつた者

(2) 第18条第1項の規定による受理前に特定施設を設置し若しくは変更した者

2 過失により、第14条第1項の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者

(2) 第22条第1項の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした者

(3) 第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した者

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第2項及び第3項並びに第19条第3項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者

(2) 第44条の規定による報告をせず又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前7条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし第3章、第5章及び第6章の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において、規則で定める日から施行する。

附則(昭和55年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成4年3月30日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年5月7日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成5年9月27日条例第26号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附則（平成15年3月18日条例第12号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。